

指名競争入札実施要領

平成 23 年 4 月 1 日企財第 3 号

改正

平成 25 年 3 月 8 日
平成 26 年 3 月 4 日
平成 29 年 3 月 30 日
令和元年 10 月 1 日
令和 3 年 6 月 28 日
令和 5 年 6 月 26 日
令和 5 年 9 月 29 日

(趣旨)

第 1 この要領は、別に定めがあるもののほか、町営建設工事の請負契約に係る指名競争入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資格等規程 町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成 23 年山田町告示第 26 号）をいう。
- (2) 要綱 町営建設工事の請負契約に係る競争入札実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け企財第 1 号）をいう。
- (3) 指名基準 町営建設工事の請負契約に係る指名競争入札における入札参加者の指名基準（平成 23 年 4 月 1 日付け企財第 8 号）をいう。

(対象工事)

第 3 指名競争入札の対象工事（以下「対象工事」という。）は、原則として、資格等規程第 2 条第 1 号に定める町営建設工事のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 災害等における緊急を要する工事
- (2) 特殊機械又は特殊な工法・技術を要する工事で施工可能な者が限定される工事
- (3) その他緊急を要する工事で町長が認めるもの
(予定価格調書の取扱い)

第4 対象工事を所管する課等の長は、当該入札に係る入札日の前日までに予定価格を定めるものとする。

(入札参加者の指名等)

第5 町長は、指名競争入札を行うときは、資格等規程、要綱、指名基準等に基づき入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)の指名を行うものとする。

(被指名者への通知)

第6 町長は、第5の規定により入札参加者を指名したときは、指名競争入札通知書(様式第1号。以下「指名通知」という。)により被指名者に通知するものとする。

2 町長は、被指名者に指名競争入札心得(様式第2号)を配布するものとする。

(設計図書等の受け取り)

第7 入札参加者は、対象工事の仕様書、図面及び積算参考資料(以下「設計図書等」という。)を別表のいずれかの方法により受け取るものとする。

(設計図書等に関する質問等)

第8 入札参加者は、設計図書等に関する質問がある場合は、指名通知に示す期間内に、書面により町長に申し出ることができる。

2 町長は、前項の質問及び質問に対する回答を入札期日の2日前(山田町の休日に関する条例(平成2年山田町条例第4号)に規定する町の休日を除く。)までに、入札参加希望者に周知するものとする。

(入札の方法)

第9 入札は、入札参加者を指名通知で指定した日時及び場所に集合させ、一斉に入札書を提出させる方法により行う。

2 町長は、代理人により入札しようとする者がある場合は、入札前に委任状を提出させなければならない。

3 町長は、前項の委任状が提出されたときは、次に掲げる事項を確認しなければならない。

(1) 委任者の氏名及び押印

(2) 代理人の氏名及び押印

(3) 委任事項

(工事費内訳書の提出等)

第10 町長は、すべての入札参加者に工事費内訳書(様式第3号)を入札書に添付して提出させるものとする。

(開札)

第 1 1 開札は、入札に参加した者を立ち合わせて行うものとする。ただし、当該入札に参加した者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

2 開札の結果、入札書と工事費内訳書の金額が一致しない場合は、無効として取り扱うものとする。

3 開札の結果、有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札したものを、落札者と決定するものとする。

（再度入札）

第 1 2 町長は、開札の結果、第 1 1 第 3 項に規定する落札者がなかったときは、再度入札を行うことができる。

2 再度入札に参加できる者は、失格又は無効の入札書を提出していない者とする。

3 再度入札は、2 回を限度とする。

（くじによる落札者の決定）

第 1 3 開札の結果、落札者となるべき者（以下「落札候補者」という。）が複数となった場合は、当該落札候補者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（補則）

第 1 4 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

2 令和 3 年 6 月 3 0 日以前に通知をした対象工事の指名競争入札の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表（第7関係）

<p>1 町指定の設計図書等引換場所において設計図書等を直接受け取る場合</p>	<p>2 山田町のホームページから設計図書等の電子データをダウンロードする場合</p>
<p>(1) 納入通知書兼領収証書及び設計図書等購入申込書兼引換証（様式第4号）に必要事項を記入し、工事担当課にファックスを送信した後、電話で予約確認をすること。</p> <p>(2) 記入した後の納入通知書兼領収証書及び設計図書等購入申込書兼引換証により、町指定金融機関等に設計図書等購入代金を納入すること。</p> <p>(3) 設計図書等購入代金を納付後、町指定の設計図書等引換場所において設計図書等購入申込書兼引換証と引換えに設計図書等を受け取ること。</p>	<p>(1) 指名通知に同封されたパスワード通知書に記載されているパスワードを入力し、山田町のホームページに掲載されている設計図書等の電子データをダウンロードすること。</p> <p>(2) ダウンロード完了後は、設計図書等縦覧済通知書（様式第5号）を作成し、財政課にファックス又は電子メールにより送付すること。</p>